



〈研究〉瑞西債務法改正案に於ける有限責任會社(G. m. b. H.)に就て

佐々， 穆

(Citation)

国民經濟雜誌, 51(1):61-82

(Issue Date)

1931-07

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00054350>



研 究

瑞西債務法改正案に於ける有限責任會社

(G. m. b. H.) に就て

佐 々 穆

—Hachenburg, Die Gesellschaft mit beschränkter Haftung; Erodmann, G. m. b. H.; Feine, G. m. b. H.; Pic et Baratin, Des sociétés à responsabilité limitée 等を參照したる外、特に Message du Conseil fédéral à l'Assemblée fédérale à l'appui du projet de loi revisant les titres XXIV à XXXIII du code des obligations, 21 février 1928 に據つた。

第 一 立 法 沿 革

一九一二年三月三十日法たる現行瑞西債務法第三編商事會社、有價證券及び商號に關する規定中、第六一二條以下を以て定むる株式會社以外に於て有限責任制を認むる會社形態は法制上未だ此の國には存在しないのであ

瑞西債務法改正案に於ける有限責任會社 (G. m. b. H.) に就て

(六一) 六一

る。債務法所定の株式會社も固より他國の立法例に於けると同様に大資本を擁して大企業を經營するを其の本質的目的とする會社形態である。然るに之れより先きに既に瑞西經濟界の實際に於ては株式會社法制が大企業を經營するためにのみ適當であり且便利なるも、親族會社、小資本會社若くは信賴する者の間に組織さるる會社にとりては寧ろ株式會社法制の支配を受くることを以て不便且不當なることを實驗しつつあつたのである。従つて既に本來固有の株式會社と相並んで小株式會社が存立し、後者は小數者を以て之を組織し、株式も公募せずして全部各社員間に於て引受け、其の内部關係に於ても全く、人的會社としての合名會社と其の撰を一にするものであつた。故に一九一一年に於ける債務法改正の専門委員會に於ては此の小株式會社のために自治、自由、寬緩を内容とする規定を設け、前者に對しては一層の嚴格なる干涉主義と公開主義とを以て之を規律すべしとの意見もあつた。斯かる意見の生ずる所以の一半が一八九二年四月二十日の獨逸有限責任會社法より受けたる影響に原因したことも否定することを得ない事實である。蓋し國境を接し民族及び文化の系統を共通にするのみならず獨逸有限責任會社の支店の多くが瑞西のバーゼルに存在したるの事實は當然に獨法よりの影響を受けざるを得ないからであつた。加之、之等の支店はバーゼル地方に存在する瑞西合名會社に比して遙かに優越なる地位を占むる事實は聽て此の國に於ても有限責任會社採用の可否に關する論議の機會を與へるに至つたのである。論議は贊否兩派に岐れ可なり猛烈なる論争を爲したのであるが、反對派は獨法の不備の結果が本會社制の濫用となつて現はれたるの事實を摘示し、従つて現に獨逸に於て本法制に對する改正の聲が各方面より喚起されつつあることを

力説し、隣邦獨逸に於ける本會社制に對する改正運動の進捗しつつある際、而かも未だ其の改正點の具體的に發表なき際に於て、瑞西が性急に本會社制を採用するが如きは冒險の甚しきものなる所以を主張したのである。斯くて一九一一年に於ける債務法改正專門委員會に於ては遂に本會社制の採用を見るに至らなかつたと同時に第三編第二十四章以下第三十三章に至る商事會社、有價證券及び商號に關する規定は一八八一年六月十四日法其の儘にして何等改正の手を觸れなかつたのである。然るに、經濟界の發展は此の部門に於ける改正をも必然に要求するに至り、其の結果として一九一一年三月三十日改正債務法の施行後問もなく、此の部門の改正に着手するの餘儀なきに至つた。改正の着眼點は特に株式會社に關し其のブリミチヴなる粗笨の規定の改正充實に存したのであるが、其の場合に當然に問題となるは夙に實在する大株式會社と小株式會社との併存なる事實である。従つて改正專門委員會に於ては此の事實を充分に顧慮考察し、諸外國に既存する有限責任會社法を調査し、之等の小株式會社に對しては瑞西も亦同一の法制の下に之を支配すべき否やを講究したのである。而して此の委員會は Huber 教授を委員長とし數年に涉りたる調査研究の結果、一九二〇年に至り、司法省に對し其の調査報告を提出するに至つた。然れども、此の委員會に於ても尙ほ未だ有限責任會社制を採用するに至らず、其の理由としては（一）本會社制の採用は避くべからざる程度に緊急なものではないこと、及び（二）本會社制の採用は現に其の機宜に在らざることの二點に存したのである。此の報告書の示す所に依れば、瑞西に於ては此の種の新なる會社形態を必要としないのであつて、唯、パーゼル商業會議所が持に之を欲する所以のものは同市に獨逸有限責任會社の支店が

多數に存在し、瑞西側に不利なる影響を與へつつあることに存する。従つて同委員會は小株式會社と大株式會社とを區別し其の間に規定の適用を異にすることに依りて小數の社員より成る會社又は株式を公募せざる會社の利益を保護せんとし、大會社には嚴格なる規定を適用し、小會社には從來の如き自由寬緩なる規定を適用すべく立案したのである。又、縱令、有限責任會社制を採用するとしても、目下は其の機宜を得たるものでないとの理由としては、若し有限責任會社制を瑞西に於ても採用せんとせば必然に獨法を參考しなければならぬのであるが、獨逸に於ては現に同法の改正運動進行中である。従つて改正の實現を待つて徐ろに立法しても決して遅くはないのである。其の時まで瑞西に於ては暫く自由なる規定の支配を受ける株式會社を認むるを以て足る、有限責任會社制の創造者たる獨逸をして本制度の改正を充分に講究せしめ、濫用の弊を生じ易き不完全なる規定の充分なる改正を遂げせしめよと述べて居る。惟ふに、右の理由は二つとも甚だ根據なき薄弱のものと謂はなければならぬ。蓋し國境を接し經濟的交通に於て殆ど自國領土内と撰ぶ所なき隣邦諸國に於て新なる會社形態としての本會社制を採用し着々として其の法目的を實現しつつある裡に於て、獨り瑞西が之に超然として無關心たるが如きは其の國の經濟的要請の許さざる所であることは極めて明白なことである。加之、獨逸に於ける改正の結果を待つて徐ろに自國の立法に着手すべしと謂ふに至つては自己の怠慢を示すことであり、結局に於て自己の無能を曝露するに過ぎないからである。

されば、瑞西に於ては其の後更に數次の改正委員會の手に依りて調査研究を重ねたる結果として遂に一九二八年二月二十一日最後の債務法改正案を作成し之を公表したのであるが、其の第三編第二十八章は有限責任會社の表題の下に第七六條以下第八一六條に至る五十一箇條を以て本會社制に關する規定を設けるに至つたのである。

此の改正案に現はれたる本會社に關する規定は實に能く獨塊兩法制に於ける不備缺點を除去し、其の長所のみを巧みに調和採用したる立案であつて今後の立法例の模範となるべきは勿論、先進者の地位に在る獨塊兩法制に於ても今後其の改正に際しては必ずや參考さるべき優秀なる規定を以て充實されて居る。蓋し瑞西の専門委員會は獨法を徹底的に調査し、其の不備不完の點を究め、濫用の實狀を調査し、又獨逸に於て主張さるる改正要點を總て顧慮したのみならず塊法との關聯優劣を比較研究したる結果、兩者の長所を採り入れたからである。

斯くて瑞案は第七六條を以て左の如く定義する有限責任會社制の採用を決定し、多年の要望を容れ、近く其の實施を見んとして居る。第七六條の規定に依れば、二人以上の者は商工業、其の他一切の經濟的性質を有する目的を達成するために有限責任會社を設立することを得べく、各社員之責任は之を一定の金額に制限し、其の特分は株式と同一の取扱を受くることなく且社員數が一人となり又は會社の機關を構成するに足らざる程度に減少したるときは裁判所は會社が相當の期間内に適法なる原狀を回復しない限り社員又は會社債權者の請求に基き其の會社の解散を命ずることを得るのである。

第二 會社の設立

第一款 定款の作成

定款の作成は獨法と同じく公正證書を以てすることを要し、全社員自ら若くは代理人に依りて之に署名して確定する。定款の必要事項も獨法と同じく(一)目的たる事業、(二)基本資本總額、(三)基本資本構成のためにする各社員の基本出資額、(四)會社の商號及び本店所在地、(五)會社の爲すべき公告の方法、而して公告は法律を以て指定する總ての瑞西商事公報に之を爲す旨の規定を妨げない(第七六七條)。此の必要事項中、特に注意すべき點は先づ第一に瑞案に於ける本會社の目的は之を商業、工業、その他一切の經濟的性質(*Nature économique*)を有するものに制限したる點である(第七六六條)。第二に某の基本資本額は二萬フラン以上五百萬フラン以下たることを要するとしたる點である(第七六八條)。斯くの如く最高限度と最低限度とを定めたのは本會社の特質に鑑みたものにして新しき規定と謂はねばならぬ。蓋し最高限度を定めたる目的は大資本會社が本會社制を利用して小規模會社たる本會社に對してのみ許されたる便利を利用するに至るべく遂に本法の目的を破壊する虞があるからであり、他方に於て最低限度を定めたのは過小資本の會社の濫設を避けんがためである。第三に注意すべきは各社員の基本出資額を最低千フランとしたる點である(第七六八條第一項後段)。これは小額持分を許すときは會社に對する利害關係が薄弱となるのみならず投機に利用する手段に供せらるる虞があるからである。

會社は商業登記簿に登記して始めて其の人格を取得する點(第七七四條第一項)も獨法と同一であるが、此の

登記は充分なる調査の後に之を許すのであつて瑞案に於ては、事後に至りて會社の設立無効を主張することを許さないものである。従つて登記前に於て會社の名に於て爲したる行爲に付きては行爲者が直接連帶の責任を負ふべきことも獨法と同様であるが、瑞案は或義務が設立中の會社の名に於て明示を以て契約され且會社の設立登記後三箇月内に會社が之を引受けたるときは其の行爲者は法律上當然に義務を免れ會社のみ之れが責に任ずる旨を設けたのは獨法と異なる點である。

第二款 公 示

公示に關しても大體に於て獨法を繼受したるも持分原簿 (Registre des participations, Anteilbuch) を採用したのは獨法に倣つたのである。第七八八條の規定する所にて、會社は全基本出資に對する持分原簿を備付け、之に社員の名各自の出資額、履行済の給付、持分の譲渡並に之等の各事項に付きての各變更を明確に記載し、此外に、毎年の始めに於て各社員の出資額及び履行済の給付に關する一覽表を作成し業務執行人の一人之に署名して商業登記所に提出するか又は直前の一覽表提出後何等の變更なき旨の申告を爲すことを要する。

瑕疵ある持分原簿の備付け及び不實の記載に對しては業務執行人に於て因つて生じたる損害に付き直接連帶の責任を負ふ(第七八八條第一項)。次に本會社の貸借對照表の公示に關しては瑞案は何等の規定を設けなかつたのであるが、各種の會社に適用ある一段規定に従ひ之を公告すべきものとされて居るが此の點は瑞案に於ける不備の一點たるを免れない。

第三 會社の機關

第一款 業務執行人

一 選任

瑞案は業務執行人、其の他の會社機關に付きても大體に於て獨法を基礎として立案して居るが而かも獨創的改良と見るべき點に乏しくないことを見逃してはならぬ。

業務執行及び會社代表に付きては瑞案は原則として合名會社と同一の原則を適用し、總社員が業務執行及び會社代表の權限を有するものとした(第七七八條第一項前段)。併し、會社の設立後に於て選任する業務執行人に明示を以て此の權限を委任することは毫も差支なく業務執行人は此の明示を以てする委任の範圍内に於て會社を代表し會社の業務を執行する權限を有する機關とする(第七七八條第一項後段)。業務執行人の選任は定款又は社員總會の決議に依り社員又は社員外から一人又は數人を選任する(第七七八條第二項及び第七七九條第一項)。

二 解任

業務執行人の解任に關しても合名會社に付き適用する原則と同一であつて、社員が解任權を有し、社員たる業務執行人に付きては重大なる理由あるに非ざれば之を解任することを得ないが、社員外の業務執行に付きては社員總會の決議を以て何時にても一方的意思表示を以て自由に (ad nutum) 之を解任することを得る但損害賠償請求權を妨ぐることはない(第七八三條)。

三 權 限

業務執行人の權限は業務を執行し、外部に對し會社を代表するを以て其の主たるものとし、社員たる業務執行人と社員外の業務執行人とに依りて區別を設けない(第七七九條第二項)。會社が業務執行人の爲したる行爲に依りて拘束を受けるためには左の二要件を具備することを要する。

(一)業務執行人の意思表示は本法又は定款の定むる方式に従つて爲されたること。即ち其の署名方法は會社の商號に自己の氏名を附記自署して之を行ふことを要する(第七八四條)。

此の目的の爲めに業務執行人は登記所に於て自己の氏名を自署し又は認證手續を以てする署名を登記所に提出することを要し且此の場合に自己の權限を證する書面をも併せて提出しなければならぬ(第七八五條)。故に會社と取引する第三者は登記所に就きて其の署名を豫め知ることを要する。

(二)業務執行人の行爲は權限内の行爲たること。業務執行人の權限が廣汎に涉ることは他の立法例に於けると同様であつて、苟くも會社の目的たる事業のためにする一切の行爲は其の權限内に屬するのである。但、定款を以て之を制限することを得べきも、善意の第三者に對しては其の制限は何等の效力を生じない。獨法に於ては善意惡意たるを問はず、第三者には對抗し得ないとしたるも瑞案は善意の第三者に限つたのであつて之は當然の改良と云はねばならぬ(第七八〇條)。

四 義 務

業務執行人の法定義務として特に本案が定めたるものは左の二つである。

(一) 會社が基本資本の半額以上を失ひたる場合若くは債務超過となりたる場合には株式會社に關する規定を準用して社員總會を招集し之に報告すべき義務を負ふ(第七八一條)。

(二) 競業禁止義務 業務執行人は總會の承諾を受くるに非ざれば自己又は第三者のために會社の營業部類に屬する商行爲を爲し、若くは同種の企業を目的とする他の會社の無限責任社員となることを得ない(第七八二條)。

第二款 監 查 役

獨法に於ては監査役の任設は全然之を定款の自治に委ね、壞法は原則として自由なるも社員數五十人以上の會社にありては之を必要機關とし、佛法は二十人以上の會社に付きて之を必要機關として居る。之等の原則は孰れも妥當を缺くものと思ふ。蓋し社員數の多少に因りて監督機關設置の要否を決することは失當たるを以て、ある。社員數が如何に多くとも全社員に監督權限を賦與すれば別に監査役を任設するの要なく、反對に社員數が如何に少數であつても之に監督權限を認めない場合には必ず監査役を設くるの必要があるものと謂はなければならぬ。従つて瑞案は此の點に着眼し、若し定款を以て合名會社の社員に屬する監督權限を本會社の社員に付き認めない場合には常に監査役を任設すべきことを強要し、社員數の多寡に因る原則に従はなかつたのである。而して監査役を任設したる場合には之に對し株式會社に於ける監査役及び株主の監督權に關する規定を適用する(第七八六條)。

第三款 社員總會

一 總 說

社員總會に關する瑞案の規定は獨法よりは寧ろ壤法に近接して居る。獨法に於ては社員總會に付き定款の自決に一任するも、瑞案は多くの點に於て強行規定を定め定款を以て之に反する定めを設くることを許さない。第七五條一項は社員總會が本會社の最高機關たることを宣言し、會社の意思決定は此の總會に於て行はるるを以て本則とし定款を以て特に認むる場合に限り書面表決を許すのである(第七七五條第二項)。

二 招 集

社員總會招集及び書面表決の請求は定款の定むる所に從ふのであるが定款に別段の定めがないときには議事日程及び會日を明示し集會の少くとも五日前に書留郵便を以て之を行ひ、本店に於て開催すべきである(第七七六條第四項及び第五項)。

三 招 集 權 者

業務執行又は定時總會を定款の定むる所に從つて招集するも會社の利害のため必要と認むるときは何時にても臨時總會を招集する(第七七六條第一項)。

尚ほ臨時總會招集權に關する少數社員權に付き瑞案は基本資本の十分の一以上に當る社員が目的を示して業務執行人に對し總會招集を請求し得べきを認め業務執行人が相當の期間内に此の請求に應じないときは瑞西聯邦各

州の定むる略式手續の規定に従ひ裁判所に於て其の招集を命ずることを要すると定めて居る（第七七七六條第二項及び第三項）。

四 決議方法

本法又は定款に別段の定めなきときは決議は行使せられたる議決權の單純多數を以て之を決し、書面表決にありては社員の有する議決權總數に従つて此の單純多數を算定する（第七七五條第三項）。各社員は基本出資額の百分之一に一個の議決權を有する（第七七五條第四項）。

尙ほ社員は自己に對する責任解除又は自己と會社との間に締結したる法律行為に關する決議事項に付きては自己の有する議決權を行使することを得ない（第七七五條第五項）。

決議取消の訴に付きては株式會社に付き定むる規定を適用する（第七七五條第六項）。

五 權 限

獨法第四六條を模倣したるものにて（一）年度貸借對照表の確定、並に本法及び定款の定むる所に從ふ純益金の配當、（二）業務執行人の責任解除、（三）業務執行人の選任及び解任、（四）監督に關して業務執行人たらざる社員に賦與したる權利を留保して監査役の選任、（五）持分の割當及び消却、（六）追加出資の請求、（七）會社の設立又は業務執行に關し會社の機關又は個々の社員に對して會社の有する損害賠償請求權の主張、（八）定款の變更。此の外に定款に別段の定めなき限り、（一）業務執行の監督、（二）持分拂込の請求、（三）會社の總事務のためにする

支配人及び商事代理人の選任も總會の權限に屬する（第七七七條）。

六 定 款 變 更

定款變更は右の如く總會の專屬權限であつて其の特別決議は定款に別段の定めなき限り總社員の四分の三以上に當り且同時に基本資本額の四分の三以上に當る多數に依りてのみ之を決しなければならぬ（第八〇四條第二項）。但、定款變更が社員の給付又は責任の増加を目的とする場合には全社員一致の同意を必要とする（第八〇四條第三項）。又、定款の變更は公正證書を以て之を證明し、且商業登記所に申告し原始定款を登記公告したると同一の方法を以て登記公告することを要し、登記する時までは決議は法律上の效力を生じない（第八〇四條第一項及び第八〇五條）。

（A） 基本資本の増加

定款變更の一場合たる基本資本の増加に付きても獨法と同様であつて、増加資本に對する基本出資の引受義務は公正證書に依るに非ざれば其の效力を生じない（第八〇六條第一項）。その他、増資に付きては原始資本の構成に付き適用ある規定に従ふことを要するを以て増加資本は五百萬フランを超えることを得ない。社員の増資に對する基本出資の引受は其の持分額の増加として之を取扱ひ、又従前の社員に對して新持分引受權を認むるも定款又は總會の決議を以て別段の定めを爲すことを得る（第八〇六條及び第八〇七條）。

（B） 基本資本の減少

基本資本の減少も定款變更の特別決議に従つて之を行ふことを要するが基本資本の法定最低限度たる二萬フラン未滿に下すことを得ざると共に各社員の基本出資の金額も千フラン未滿に減ずることを許さない。その他、株式會社の資本減少に關する規定を適用するも、減資が持分の消却に依りて行はるる場合には縱令損失に基く貸借對照表の缺損を除去するためなりと雖も解散の場合に於ける殘餘財産の分配に關する規定に準據しなければならぬ(第八〇八條)。

第四 社員の權利義務及び責任

第一款 社員の權利

社員の權利に付きても獨法と大體に於て同一である。社員の權利は、(一)持分讓渡權、(二)利益配當請求權、(三)殘餘財産分配請求權、(四)議決權の四とすること獨法に同じ。

一 持分讓渡權

持分讓渡權に對する制限は本會社にありては其の本質上必要なことである。此の制限に關し瑞案は左の如く規定して居る。

(一)持分證書の發行 持分權を證明するために證書を發することあるも、此の證書は有價證券たるものではなく單なる證據書面たるに過ぎない、殊に此の證書は一持分の全部に對してのみ之が發行を許すのである(第七八七條第三項及び第四項)。

(二)讓渡の方式 持分の讓渡及び其の豫約は公正證書を以て證明しなければ其の效力を生じない(第七八九條第四項)。此の制限を附したるは讓渡の容易に行はるるを防ぐためである。又、讓渡は之を會社に届出で且持分原簿に記入されたる場合に限り會社に對抗することを得る(第七八九條第一項)。

(三)持分原簿記入の條件 定款に別段の定めある場合を除き讓渡を持分原簿に記入するためには總社員の四分の三以上に當り且同時に基本資本額の四分の三以上に當る社員の同意あることを要する(第七八九條第二項)。但、相續又は夫婦財産制に因る持分の取得は定款を以て特に定むる場合に限り他の社員の承諾を要する(第七九〇條第一項)。

(四)單一持分の原則 瑞案第七六八條第三項は塙法と同様に單一持分の原則を採用し、各社員は一個の持分に限り之を有することを得べき旨を明定して居る。

(五)持分の分割 持分の分割及び其の分割部分の讓渡に付きては(A)定款の規定を以て之を禁じないこと、及び(B)分割各部の金額が法定最低限度を下らないこと、竝に(C)分割せざる持分讓渡に關する承諾及び持分原簿の記入の要件に従ふことを要する(第七九一條)。

(六)其の他の條件 定款を以て持分の讓渡に付き其の他の條件を附し又は全然讓渡を禁止することも可能である(第七八九條第三項)。

之等の諸制限は獨塙兩法制を巧みに調和し之を折衷したものであつて、持分讓渡に因る *Abusage* の防遏には

充分の効果を發揮し得るものと解せられる。獨法の如き寛緩なる規定を以てしては其の濫用の弊を免れ得ないのである。

二 利益配當請求權

定款に別段の定めある場合を除き各社員は年度貸借對照表上に於て生ずる會社の純益金に付き自己の持分に對し拂込みたる金額に應じて之が配當請求權を有する(第八〇〇條第二項)。

瑞案に於ては基本資本に利息を附し又は建設利息の配當を禁ずる(第八〇〇條第二項)。

三 殘餘財産分配請求權

會社が解散し清算を終了し會社の全債務を辨済して尙ほ殘餘財産あるときは之を社員間に分配する。分配率に付きては定款に別段の定めある場合を除き各社員の持分額に比例して之を行ふこと他の立法例に於けると同一である。

四 議 決 權

別に説明することを要しない獨法と同一である。

第二款 社員の義務

一 基本出資拂込義務

瑞案に於ける基本出資義務に關する規定は大體に於て獨填兩法と同一である。即ち現物出資に關する規定の場

合を除き定款に別段の定めなき限り、社員は其の基本出資に對し其の額面に應じて金錢を以て之が拂込を爲す義務を負ふのであつて、此の義務は資本減少の場合を除き其の免除又は延期を許さない(第七九四條)。

失權手續に關しては第七九五條を以て規定し、一定の期間内に催告せられたる金額の拂込を爲さざる社員は延滞利息の外に定款を以て定むる違約金を支拂ふことを要すべく、書留郵便を以てする二回の催告あるに拘らず一箇月を下らざる一定の猶豫期間内に拂込を爲さざる社員は之を失權せしむることを得るのであり、縱令、失權するも其の者は滞納金額に對する責任を免るることを得ない(第七九五條)。

失權社員の持分換價方法としては公の競賣方法に依るを以て本則とし、其の他の方法を以て換價する場合には失權社員をも加へたる全社員の承諾を以てのみ之を許すこととする(第七九六條第一項)。滞納金額を辨濟して尙ほ殘存する金額は失權社員に歸屬することも獨壞法と同一である(第七九六條第二項)。

唯、失權社員の持分換價の場合に生ずる不足額に付きては失權社員の前者中、失權社員を持分原簿に記入したる時より遡りて五箇年内に社員として持分原簿に記入された者に限り填補責任を負擔するのであつて此の點は壞法を採用したのである(第七九七條第一項)。之等の前者は自己の後者が催告を受けたる後一箇月の期間内に支拂を爲さない場合に始めて支拂の請求に應ずる(第七九七條第二項)。

二 追加出資義務

瑞案に於ても追加出資義務を認めて居るが、獨法の如き無制限主義ではなく壞法に則り定款を以て定むる一定

の金額を限度としてのみ之を認めて居り、従つて委付權を認めず、而かも貸借對照表上に於て生ずる損失填補のためにのみ之を使用すべき制限を附して居る(第七九九條第一項及び第二項)。若し原始定款を以て此の義務に關する定めを爲さなかつた場合には定款變更の手續を以て事後に於て之を定むることを得るも其の場合には全社員の同意を要する。蓋し社員義務の増加を目的とする定款變更には常に全社員の同意を要するからである(第八〇四條第二項)。

尙ほ追加出資義務の不履行に付きても基本出資拂込義務に關する遲滯及び換價の規定を適用する(第七九九條第二項)。

三 假裝配當返還義務

瑞案も第八〇二條を以て此の義務を認るも、獨法又は佛法の如く受領者の善意惡意の區別なく之を返還せしむることなく、善意受領者を保護し、惡意の受領者に限りて此の義務を負ふべきものとして居る。又此の返還請求權は受領の時から五箇年の時效に因りて消滅する。

四 自己持分取得の禁止

會社は全額拂込未済の持分を取得し又は質權の目的として之を受くることを得ない(第八〇三條第一項)。全額拂込済の自己持分の取得は之を認むるも基本資本額を超える資金を以てする場合に限り之を許すのであつて債權者保護の法目的を有すること他の立法例と同一である(第八〇五條第二項)。

第三款 社員の責任

瑞西債務法改正の専門委員會が新に本會社制を採用するに際しても最も顧慮したる點は會社債權者保護の問題であつたといはれて居る。瑞案が社員に關して従前の他の立法例には見えざる新なる原則を立案するに至つたものも全く此の債權者保護といふ法目的の達成に着眼したる結果に外ならぬものと解せられる。即ち第七九八條の規定であつて、其の第一項は有限責任會社の社員は會社の基本資本總額を限度として會社の債權者に對し直接に、且、連帶の責任を負擔すべき旨を明定して居る。是れ正に有限責任會社をして人的會社化せしめたものである。唯、人的會社のティピカルなものとして合名會社員の責任と異なる點は會社の基本資本額を限度としたるの點であつて、其所に有限責任會社の色彩は尙ほ依然として之を見出し得るも、債權者に對する直接連帶の責任を負ふ點に於ては二者全く同一である。右の如く瑞西有限責任會社の社員は會社の基本資本額を限度としてのみ直接且連帶の責任に任するのであるが、此の責任は會社の基本資本が全部拂込まれ、拂戻又は利息若くは不當の利益配當に因りて減少したるものに非ざる場合には之を免るることを得る（第七九八條第二項）。

即ち、會社の基本資本が債權者のための唯一の擔保たるべきことと社員の連帶直接の責任とを衡平に保護せんとする趣旨と解することを得る。尙ほ社員相互間に於ては各自の基本出資額に應じて、未償權を有する（第七九八條第三項）。

而して此の原則が失權手續の場合に於て特に嚴格なる適用を見るべきことは獨法其の他の立法例に於ける填補

義務と同様である。

第五 會社の解散及び清算

第一款 解 散

一 解散事由

瑞案に於ける解散事由は、(一)定款所定の事由、(二)定款に別段の定めある場合を除き基本資本の四分の三以上を代表する總社員の四分の三以上に當る社員の決議、但此の決議は公正證書を以て之を證明することを要する、(三)社員が重大なる事由に基き會社の解散を申請したる場合の裁判所の判決、(四)會社の破産、但破産が取消されたる場合には會社は復活し商業登記簿に職權に依る再登記を爲すべきものとする(第八〇九條)。

二 解散登記

會社が解散したるときは破産の場合を除き業務執行人は商業登記簿に登記の申請を爲すことを要する(第八一〇條)。

三 退社權及び裁判所に依る除名

會社は定款規定を以て社員に退社權 (*Recht auf Austritt, Droit de sortie*) を賦與し其の行使に付き一定の條件を規定することを得る(第八一一條第一項)。重大なる事由に基き會社の解散を申請し得る場合に其の事由が主として一人若くは數人の社員に付き存するときは裁判所は他の全社員の請求に基き解散に代へて右社員の除名を宣

告することを得る(第八一二條第二項)。退社及び除名は基本資本減少の規定に準據する場合に限り其の效力を生ずる(第八一二第三項)。

第二款 清算

清算人の選任、解任、清算の實行、商業登記簿の登記抹消、その他帳簿及び書類の保存等に關しては總て株式會社に適用する規定を準用するを以て茲には略く(第八一二條)。

第六 組織變更

株式會社を有限責任會社に組織變更する場合の清算省略を認め左の要件を定めて居る(第八一三條)。

(一)有限責任會社の基本資本は株式會社の資本よりも少額ならざること

(二)株式會社の株主に對しては定款所定の公告方法に依る公告を以て株主が其の有する株式の額面を限度として新會社に参加し得るの機會を與ふること

(三)右の参加は從前の會社の資本總額の四分の三以上に達するを要すること

組織變更の場合に新會社に参加せず又は其の有する株式全部を以て参加せざる株主は本法又は定款の規定に従ひ自己所有の株式に比例して解散會社の財産に對して有する割當部分の拂戻を請求する權利を有すべく此の割當部分は株主總會に代表せらるる資本の少くとも四分の三に當る株主の承認を要すべき貸借對照表に従つて之を算定することを要する(第八一四條)。

解散會社の財産は新會社の商業登記簿への登記と同時に他に何等の方法を要せずして新會社に移轉するものとする(第八一五條第一項)。

新會社を商業登記簿に登録したる後、遲滯なく解散會社の債權者に對し其の債權の届出を催告することを要し、此の催告は定款所定の公告方法に依る三回の公告を以て之を爲すことを要する(第八一五條第二項)。此の場合に債權届出を爲し而かも新會社を債務者として承認せざる債權者に對しては其の債權を辨濟し若くは之に擔保を供することを要するのであつて、此の方法に依る債權者保全の後に於て始めて解散會社の財産を以て其の株主に對する拂戻を爲すことを得る(第八一五條第三項)。

右の債權者保護の規定の遵守に付きて業務執行人は解散會社の債權者に對し直接連帶の責任を負ふ(第八一五條第四項)。

第七 罰 則

本會社の設立に際し之に關與したる者の責任、業務執行及び監督の委任を受けたる者の責任竝に清算人の責任に關しては總て株式會社に付きて定むる規定を準用して之を決するのである(第八一六條)。

(完)